

桑原学園 いじめ防止基本方針

令和6年4月 改訂版

はじめに

ここに定める「桑原学園 いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)の第13条に基づき、平成29年8月22日に改定された「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1. いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) 定義(法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
- ・「けんかやふざけ合いであっても、学園生の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかを判断する」
- ・「いじめの解消」とは、いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること(少なくとも3か月を目安)をいう。そのため、相当の期間が経過するまでは、被害・加害学園生の様子を含め状況を注視するとともに、判断については被害学園生本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

(3) 桑原学園としての構え

- ・学園は、学園生の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応、ならびにいじめ問題への対策を行い、学園生を守る。
- ・全ての教職員が一致団結した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、学園生一人一人に徹底する
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学園づくり」を進め、学園生一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者との連携を図りながら見届ける。

2. いじめの未然防止のための取組(自己肯定感・自己有用感を高める)

(1) 魅力ある学級づくり・学園づくり

- ・全ての児童生徒が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かる・できる」という達成感を味わうことができるような授業づくりを行う。

- ・全ての児童生徒が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級経営はもとより、学園生会(児童会生徒会)活動等でも適宜取り上げ、学園生が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対に許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学園に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 生命や人権を大切にする指導(豊かな心の育成)

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや地域の人々との交流、社会福祉活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、児童生徒一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自立の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育の充実を図る。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(3) 全ての教育活動を通した指導(自己指導能力の育成)

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ①児童生徒に自己有用感を与える
 - ②共感的な人間関係を育成する
 - ③自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、外部講師との連携や学園生会(児童会生徒会)が計画・運営する、学園生間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

(5) 桑原学園いじめ防止プログラム

- ①桑原学園ひびきあい宣言日(毎月1日)に、人権に関する講話
- ②学園生会(児童会生徒会)による、よさ見つけの活動(MAKE活動)
- ③学年を越えた学び合い、教え合い

3. いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、定期的なアンケート(記名式・無記名式)の実施等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、それを全職員で交流し、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・全教職員が、学園生の些細なサインも見逃さないようにするために、毎週の職員打ち合わせの時間を活用して、気になる学園生の情報交換と指導方針の共通理解を行う。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、いじめ・不登校対策専門員の役割を明確にし、協力体制を整える。

(2)教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に、教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から学園生理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって学園生の相談に当たる。
- ・学園生の変化に組織的に対応できるようにするために、生徒指導主事や教育相談担当を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3)教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4)保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側、周りから丁寧に聞き取りをすることで事実を正確につかむよう努める。指導の中で、いじめた側の学園生に、いじめを受けた側の学園生やその保護者の気持ちに思いを向けさせ、言動や考え方のどこに問題があったのかを自覚させる。また、適切な関係をつくる方法を理解させ、その決意をもたせる。関係する保護者と学園が、協力して学園生を育てていくために、事実や指導についての連絡を密にすることで信頼関係を築く。

(5)関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学園だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学園運営協議会等とのネットワークを大切に、早期解決に向けて連携し、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して対応する。

4. いじめ・不登校未然防止対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・不登校対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭 等

学校職員以外：保護者代表、学園運営協議会委員、主任児童委員代表、青少年育成推進員、人権擁護委員

[必要に応じて…スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医、警察関係、市
福祉課、いじめ・不登校未然防止アドバイザー、暴力行為防止支援員 等]

5. いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」(以下「方針」)説明 ・学園運営協議会で「方針」説明・検討 ・学園だより、Webページ等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施(「方針」、前年度のいじめの実態と対応等) ・PTA総会で「方針」説明(保護者向けネットいじめ研修を含む) ・年間を通したMake活動の開始 ・適宜、学年を越えた学び合い教え合いの時間 	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「いじめ・不登校未然防止対策委員会」の実施 ・ひびきあい宣言の作成や見直し <p>※校内関係者のみによる校内委員会は4月当初から随時実施</p>	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ未然防止に向けた全校集会(学園生会主催によるいじめ防止の取組や人権担当による集会・学園生会による取組) 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「教職員取組評価(学校評価)アンケート」(対策等の見直し) ・校内「いじめ・不登校未然防止対策委員会」の実施 ・職員会(夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り) 	第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会(ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会) 	夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・学園だよりによる取組の見直し等の公表 ・Webページ等による取組経過等の報告 ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施(前期の取組の評価) 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会(いじめ防止対策の取組についての中間交流) ・学園運営協議会 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」に向けた取組(全校でのいじめ防止対策) 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」(学園生会のいじめ防止対策の発表) ・人権担当によるひびきあい集会 ・第2回「教職員の取組評価(学校評価)アンケート」 ・校内「いじめ・不登校未然防止対策委員会」の実施(いじめ防止対策の取組についての中間交流) 	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会(冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り) ・教職員による次年度の取組計画 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・学園生会の取組のまとめ ・人権担当によるひびきあい宣言のまとめ ・第2回「いじめ・不登校未然防止対策委員会」の実施(本年度のまとめ及び来年度の計画立案) ・学園運営協議会 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回「教職員の取組評価アンケート」(1年間の評価) ・学校だよりによる次年度の取組等の説明 	第3回県いじめ調査 (国の調査を兼ねる) 次年度への引き継ぎ

年間を通した取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート(記名式、いじめに関する項目も含む)の実施と教育相談の実施 <4月・8月・10月・1月>
<ul style="list-style-type: none"> ・お悩み相談アンケート(記名式、生活全般に対する不安等)の実施と教育相談の実施 <5月・6月・7月・9月・11月・12月・2月・3月>
<ul style="list-style-type: none"> ・MAKE活動(学園生会による、よき見つけの活動) ・桑原学園ひびきあい宣言日(毎月1日)に、人権に関する講話 ・学園生会を中心とした「ピンクシャツデー(毎月29日)」の実施 <4月・5月・6月・8月・9月・10月・11月・1月・2月>

6. 早期発見・事案対処マニュアル

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ・不登校未然防止対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた(疑いがある)学園生の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら学園生への指導に当たる。
- ・謝罪の指導を行う中で、いじめた学園生が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた学園生やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた学園生に対しては、保護者と連携しつつ学園生を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【大まかな対応順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握(複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る)
- ④ いじめを受けた側の学園生のケア(必要に応じて外部専門家に力を借りる)
- ⑤ いじめた側の学園生への指導(背景についても十分踏まえた上で指導する)
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼(いじめた側の学園生及び保護者への謝罪を含む)
- ⑦ 関係機関との連携(教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携)
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援(保護者との連携)

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより学園生が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた学園生及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・学園生の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

(3) いじめの解消の定義

以下の2つの条件が、被害者本人、被害者の保護者、学園全教員の間で確認できた時に、いじめの解消と認める。

- ・いじめの行為が、少なくとも3か月間止んでいる。
- ・被害を受けた学園生が心身の苦痛を感じていない。

7. 学園評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学園評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8. 個人情報等の取扱い

○ 個人調査(アンケート等)について

- ・いじめに関するアンケート、及び聴取の結果を記録した文書等の資料及び調査報告書は、保存期間を3年とする。
- ・いじめの重大事態に関して、関係するアンケート、及び聴取の結果を記録した文書等の資料及び調査報告書は、保存期間を5年とする。

9. おわりに

以上の趣旨をまとめたものを、学校ホームページに掲載する。